

清水海岸侵食対策検討委員会設置規約

(名称)

第1条 本会は「清水海岸侵食対策検討委員会」(以下「委員会」と称する)。

(目的)

第2条 本委員会は、清水海岸の現状と課題を明らかにし、今後の侵食対策について検討することを目的とする。

(構成等)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員により構成するものとする。

(委員長)

第4条 委員会には委員の互選により委員長を置くものとする。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総括するものとする。

3 委員長に事故等のある場合は、委員長があらかじめ指名する委員が会務を代行するものとする。

(運営)

第5条 委員会は、委員長が必要と認めるとき、若しくは委員から要請があつた場合に開催する。また、会議の議長は委員長がこれにあたる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、静岡県静岡土木事務所に置くものとする。

(意見聴取)

第7条 委員が必要と認めるときは、委員以外(参考人)に出席を求め、意見を聴取することができる。

(情報公開)

第8条 委員会は原則公開とする。

(雑則)

第9条 この規約に定めがなき事項については、必要に応じて委員会の承認を得て、定めるものとする。

(附則)

この規約は、平成18年6月7日から施行する。

(附則)

この規約は、平成 22 年 11 月 2 日から施行する。

(附則)

この規約は、平成 24 年 3 月 23 日から施行する。

(附則)

この規約は、平成 25 年 10 月 16 日から施行する。

(附則)

この規約は、平成 27 年 1 月 16 日から施行する。

(附則)

この規約は、平成 27 年 5 月 20 日から施行する。

(附則)

この規約は、平成 29 年 2 月 21 日から施行する。

(附則)

この規約は、平成 30 年 2 月 27 日から施行する。

(附則)

この規約は、平成 31 年 2 月 25 日から施行する。

(附則)

この規約は、令和 2 年 2 月 21 日から施行する。

(附則)

この規約は、令和 3 年 3 月 2 日から施行する。

(附則)

この規約は、令和 4 年 4 月 12 日から施行する。

(別表)

清水海岸侵食対策検討委員会名簿

分 野	職 名	氏 名
学 識	東京大学名誉教授	杉本 隆成
"	一般財団法人 土木研究センター なぎさ総合研究所長	宇多 高明
"	東海大学大学院総合理工学研究科 教授 工学部土木工学科 教授	山本 吉道
"	国土交通省国土技術政策総合研究所 河川研究部 海岸研究室長	加藤 史訓
地域住民	三保地区連合自治会長	櫻田 芳宏
"	折戸地区連合自治会長	大石 真也
"	駒越地区連合自治会長	田辺 道夫
関係団体	清水海岸侵食災害防止対策促進期成同盟会長	遠藤 日出夫
"	清水漁業協同組合 代表理事組合長	薩川 一義
"	海辺を考える しおさい21 理事兼事務局長	菊池 健史
"	三保の松原・羽衣村 理事長	遠藤 まゆみ
行 政	国土交通省静岡河川事務所長	立松 明憲
"	静岡県交通基盤部河川砂防局長	光信 紀彦
"	静岡県交通基盤部静岡土木事務所長	吉澤 雄介
"	静岡市建設局次長兼土木部長	池谷 誠